第1条~第3条 省略

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、<u>別表の</u>第2欄に掲げる執行機 関が行う同表の第3欄に掲げる事務及び本市の執行機関が行う法別表第2の 第2欄に掲げる事務とする。

現行

- 2 <u>別表</u>の第2欄に掲げる執行機関は、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 省略

第5条 省略

第1条~第3条 省略

(個人番号の利用範囲)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、<u>別表第1の中欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の</u>第2欄に掲げる執行機関が行う同表の第3欄に掲げる事務及び本市の執行機関が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

改正案

- 2 <u>別表第2</u>の第2欄に掲げる執行機関は、同表の第3欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。
- 3 執行機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するもの(同表の第4欄に掲げる特定個人情報のうち、生活保護関係情報を利用することができるときは、当該生活保護関係情報に加え、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)に基づき、行政措置として日本国民に対する生活保護に準じた取扱いによって実施されている外国人の保護に関する情報(以下「外国人生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるものを含む。)を利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。

4 省略

第5条 省略

別表第1(第4条関係)

	執行機関	<u>事務</u>
1	市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置につ
		いてに基づき、行政措置として日本国民に対する生
		活保護に準じた取扱いによって実施されている外国
		人の保護に関する事務(以下「外国人生活保護実施事
		務」という。)であって規則で定めるもの
<u>2</u>	市長	介護サービス等利用者負担軽減に関する事務(以下
		「介護サービス等利用者負担軽減事務」という。)
		であって規則で定めるもの
3	市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する

## 別表(第4条関係)

	執行機関	事務	特定個人情報
1	市長	身体障和 24 年 24 年 24 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年	(1) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの(2) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護の実施又は就労自立給付金の支給に関する情報(以下「生活保護関係情報」という。)であって規則で定めるもの(3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成 6 年法律第 30 号)による支援給付又は配偶者支援金の支給に関する情報(以下「中国残留邦人
			等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの

4	市長	ための法律(平成17年法律第123号)による地域生活支援事業に関する事務(以下「地域生活支援事業事務」という。)であって規則で定めるもの知事の権限に属する事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成11年兵庫県条例第53号)により本市が処理するとされた事務のうち、兵庫県心身障害者扶養共済制度条例施行規則(昭和45年兵庫県規則第17号)により知事に提出される書類の受理及びその書類に記載された事項についての事実の確認並びに知事が作成する書類の交付に関する事務(以下「兵庫県心身障害者扶養共済制度事務」という。)であって規則で定めるもの
<u>5</u>	教育委員会	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)による就学援助 に関する事務であって規則で定めるもの
<u>6</u>	教育委員会	三田市私立幼稚園就園奨励費補助金交付に関する規則(昭和63年三田市教育委員会規則第7号)による私立幼稚園就園奨励費に関する事務であって規則で定めるもの

## 別表第2(第4条関係)

	執行機関	事務	特定個人情報
1	市長	身法律よサ者の又にあめに昭 283 害、設ののの事則の名と、というなどののの事則のも、は、というなど、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	(1) 地方税法(昭和 25 年法律第 226 号) その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定も取に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)であって規則で定めるもの (2) 生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護の実施又は就労下「生活保護所報」という。)であった親則で定めるもの (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び特定配偶者の自立を規則する法律(平成6年法律第30号)による支援給付又は配偶者支援全の利に関する法律(以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。)であって規則で定めるもの

2 市長	る保護の決定及自 で、就の で、就の を を を を を は と は と は と は と は と は と は と は	(1) 公営住宅法(昭和26年法律第193号)による公営住宅の管理に関する情報(以下「公営住宅関係情報」という。)であって規則で定めるもの(2) 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理又は家賃若しくは敷金の決定若しくは変更に関する情報(以下「改良住宅関係情報」という。)であって規則で定めるもの	2	市長	生活保護法による保護法による保護の決定が決定が、成立給付護に返りを持ちる。というでは関する事がでは関する事がであるもの。	う。)であって規則で定めるもの (2) 住宅地区改良法(昭和35年法律第84号)による改良住宅の管理又は家賃若しくは敷金の決定若しくは変更に関する情報(以下「改良住宅関係情報」という。)であって規則で定めるもの
3 市長	地のるらく方又す事む務で地のるらく方又す事む務で地のるらく方又す事む務でをにびによ課税(査すてもの関こ基る徴に犯をる規のの関こ基の徴に犯をる規の他すれづ地収関則含事則	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (3) 公営住宅関係情報であって規則で定めるもの (4) 改良住宅関係情報であって規則で定めるもの (5) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの (6) 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの (7) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童扶養手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの (8) 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの	3	市長	地のるらく方又す事む務で地のるらく方又す事む務で地出法の条税はる件。)で定だればにはまででは、までは、は、のというでは、は、は、のというでは、は、では、の関こ基の側にあめる。	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (3) 公営住宅関係情報であって規則で定めるもの (4) 改良住宅関係情報であって規則で定めるもの (5) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの (6) 児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当という。)であって規則で定めるもの (7) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による児童大養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの (7) 児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)による保険計算に関連大養手当関係情報」という。)であって規則で定めるもの (8) 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報(以下「介護保険給付等関係情報」という。)で表別で表別で表別で表別ので表別のであるもの

				.1		-	
							報」という。)であって規則で定めるもの(9) 外国人生活保護関係情報であっ
							て規則で定めるもの
4	市長	国民健康保険法 (昭和 33 年法律 第192号)による 保険給付の支給 に関する事務で あって規則で定	<ul><li>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</li><li>(2) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</li></ul>	4	市長	国民健康保険法 (昭和33年法律 第192号)によ る保険給付の支 給に関する事務 であって規則で	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
5	市長	める時間 35 年 1 日本 1	(1) 地方税関係情報であって規則で 定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則 で定めるもの (3) 中国残留邦人等支援給付等関係 情報であって規則で定めるもの	5	市長	定めるもの 知は昭和35年福祉 法第37号)に 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次 一次	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (4) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの (4) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
6	市長	高保保にる療のとない。高齢にはる療にはる療にはる療にはる療には関するという。 一般 では こう おい こう にい こう	<ul><li>(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの</li><li>(2) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの</li></ul>	6	市長	高齢者の医療の 確保による後期 律による後期付 大給又は保関する を 事務では関すて規 ので定めるもの	(1) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (2) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの (3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの て規則で定めるもの
7	市長	中の促集留邦人国の保護国外の保護国外の保護国外のでのでは国外のでのでのでのである。 中の保護のは、 中の保護のは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	<ul><li>(1) 公営住宅関係情報であって規則で定めるもの</li><li>(2) 改良住宅関係情報であって規則で定めるもの</li></ul>	7	市長	中国残留邦人等の促進国人等の促進国人等及の住場国人等及の自立を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を	<ul><li>(1) 公営住宅関係情報であって規則で定めるもの</li><li>(2) 改良住宅関係情報であって規則で定めるもの</li></ul>

		支援金の支給に 関する事務で あって規則で定 めるもの	
8	市長	健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)による健康増進事業の実施に関する事務であって規則であるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの (3) 中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

		士極人の士処に	
		支援金の支給に	
		関する事務で	
		あって規則で定	
		めるもの	
8	市長	健康増進法(平	(1) 地方税関係情報であって規則で
		成 14 年法律第	定めるもの
		103 号)による	(2) 生活保護関係情報であって規則
		健康増進事業の	で定めるもの
		実施に関する事	(3) 中国残留邦人等支援給付等関係
		務であって規則	情報であって規則で定めるもの
		で定めるもの	(4) 外国人生活保護関係情報であっ
		() <u>(</u> )	て規則で定めるもの
0	市長	外国人生活保護	(1) 国民健康保険法による医療に関
9	11112		
		実施事務であっ	する給付の支給に関する情報であっ
		て規則で定める	て規則で定めるもの
		<u>もの</u>	(2) 高齢者の医療の確保に関する法
			律による医療に関する給付の支給又
			は保険料の徴収に関する情報であっ
			<u>て規則で定めるもの</u>
			(3) 地方税関係情報であって規則で
			<u>定めるもの</u>
			(4) 生活保護関係情報であって規則
			で定めるもの
			(5) 中国残留邦人等支援給付等関係
			情報であって規則で定めるもの
			(6) 児童手当関係情報であって規則
			で定めるもの
			(7) 児童扶養手当関係情報であって
			規則で定めるもの
			(8) 母子及び父子並びに寡婦福祉法
			(昭和39年法律第129号)による資金
			の貸付けに関する情報であって規則
			で定めるもの
			(9) 母子及び父子並びに寡婦福祉法
			による母子家庭自立支援給付金に関
			による母士家庭日立又接輪竹金に関 する情報であって規則で定めるもの
			(10) 特別児童扶養手当等の支給に関
			する法律(昭和39年法律第134号)に トス際常児短知(第45年)
			よる障害児福祉手当若しくは特別障

1	1 -				
					害者手当又は国民年金法等の一部を
					改正する法律(昭和 60 年法律第 34
					号) 附則第 97 条第 1 項の福祉手当の
					支給に関する情報であって規則で定
					めるもの
					(11) 母子保健法(昭和 40 年法律第
					141 号)による養育医療の給付又は養
					育医療に要する費用の支給に関する
					情報であって規則で定めるもの
					(12) 介護保険給付等関係情報であっ
					て規則で定めるもの
					(13) 障害者の日常生活及び社会生活
					を総合的に支援するための法律によ
					る自立支援給付の支給に関する情報
					であって規則で定めるもの
					(14) 特別児童扶養手当等の支給に関
					する法律による特別児童扶養手当の
					支給に関する情報であって規則で定
					<u>めるもの</u>
					(15) 公営住宅関係情報であって規則
					で定めるもの
					(16) 改良住宅関係情報であって規則
					<u>で定めるもの</u>
		<u>10</u>	<u>市長</u>	介護サービス等	(1) 地方税関係情報であって規則で
				利用者負担軽減	<u>定めるもの</u>
				事務であって規	(2) 生活保護関係情報であって規則
				則で定めるもの	で定めるもの
					(3) 中国残留邦人等支援給付等関係
					情報であって規則で定めるもの
					(4) 外国人生活保護関係情報であっ
			T. P		て規則で定めるもの
		<u>11</u>	市長	地域生活支援事	(1) 地方税関係情報であって規則で
				業事務であって	定めるもの
				規則で定めるも	(2) 生活保護関係情報であって規則
				<u>Ø</u>	で定めるもの
					(3) 中国残留邦人等支援給付等関係
					情報であって規則で定めるもの
					(4) 外国人生活保護関係情報であっ
					て規則で定めるもの

12	市長	兵庫県心身障害 者扶養共済制度 事務であって規 則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの       (2) 生活保護関係情報であって規則で定めるもの       (3) 外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	'		<u> て発射で足のあらい</u>